

明治二十九年法律第五号

国債証券買入銷却法

第一条 政府ハ毎年度国債費予算定額以内ニ於テ
国債証券ヲ買入レ之カ銷却ヲ為スコトヲ得

前項買入ハ計算上利益アリト認ムルトキ其ノ
他国債ノ整理ノ円滑ナル実施ノタメ必要アリト
認ムルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得

第二条 国債証券ノ買入銷却ヲ為シタルトキハ財
務大臣ハ其ノ証券ノ種類、番号、総額及其ノ買
入価格ヲ告示スヘシ

第三条 銷却ノ為ニスル国債証券ノ買入ハ随意契
約ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

附則 (平成二十一年二月二日法律第

一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成十四年六月二日法律第六

五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条から第十二条までの規定 この法律の公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十七年一〇月二日法律第

一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同

法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。